

所管部課		総務部職員課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部					
		を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日施行され、売春防止法第3章及び第4章が削除される。 これにより引用する条文を整理する。 (2) 主な改正内容 第7条の2第2号中 「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改める。 「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。 (3) 施行日 令和6年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。